

理事会規程

一般社団法人South-Heart（以下、「当法人」という）定款第6章に基づき、理事会の運営等に関する規程をつぎのとおり定める。

（構成）

第1条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第2条 理事は、同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の3分の1を超えないこととする。

（権限）

第3条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職

（種類及び開催）

第4条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 理事会は必要に応じ開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 代表理事以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第28条第5号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

（招 集）

第5条 理事会は代表理事がこれを招集し、会日の1週間前までに理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって各理事及び監事に対して招集の通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

3 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合には、その日から2週間以内の日を理事会とする臨時理事会を招集しなければならない。

(議 長)

第6条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第7条 理事会の議決は、議事に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできない。

(理事会の決議の省略)

第8条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第9条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事長（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(議決事項)

第10条 理事会において決議すべき事項は、定款第6章第34条に定める事項のほか、次の事項とする。

- (1) 重要な財産の処分及び譲渡
- (2) 多額の借入
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 事業計画書、事業報告及び決算書類等の承認
- (6) 理事の競業、利益相反取引の承認
- (7) その他必要と認める事項

附則

1 この規程は、令和6年9月2日から施行する。